

平成30年度 健全化判断比率と資金不足比率を公表します

市は『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、毎年度、4つの『健全化判断比率』を算定しているほか、水道事業や下水道事業などの公営企業についても『資金不足比率』を算定しています。市の平成30年度決算における『健全化判断比率』と『資金不足比率』は、いずれも国の定める基準を下回りました(表3)。今後も基準を上回ることはないよう、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

国が定める基準と見比べてみよう

早期健全化基準 (イエローカード)

財政の健全性に関する基準の一つで、4つの健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準(イエローカード)を上回った市町村は、『財政健全化計画』を策定し、自主的な財政の健全化に取り組む必要があります。

市の平成30年度決算における健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている状況です。

財政再生基準 (レッドカード)

財政の健全性に関する基準の一つで、将来負担比率を除く、3つの健全化判断比率が1つでも財政再生基準(レッドカード)を上回った市町村は、『財政再生計画』を策定しなければなりません。

この計画には、国が厳しく財政運営に関与することとなり、税率の引き上げや建設事業の休止など、市民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

市の平成30年度決算における健全化判断比率は、いずれも財政再生基準を下回っている状況です。

経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)を上回った公営企業は、『経営健全化計画』を策定し、経営改善に取り組む必要があります。

平成30年度決算における資金不足額は、対象となる全ての会計(水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業特別会計、カルルス温泉スキー場事業特別会計)において生じておらず、経営健全化基準を下回っている状況です。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率 (表3)

区分	国の基準 (平成30年度)		登別市の比率
	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)	
健全化判断比率			
実質赤字比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計など(登別市の場合、一般会計に学校給食事業特別会計を加えたもの)の赤字額の割合	13.11%以上	20.00%以上	なし
連結実質赤字比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、全ての会計の赤字額の割合	18.11%以上	30.00%以上	なし
実質公債費比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計などの公債費や公営企業の市債償還のために一般会計から負担した額などの合計額の割合	25.0%以上	35.0%以上	13.0%
将来負担比率 市税や普通交付税などの収入額に占める、市債残高や退職手当引当金など、市が将来的に負担しなければならない額の割合	350.0%以上	—	94.7%
資金不足比率	経営健全化基準		
それぞれの公営企業(登別市の場合、水道事業会計、下水道事業会計、簡易水道事業特別会計、カルルス温泉スキー場事業特別会計)の事業規模に占める、資金不足額の割合	20.0%以上		なし